

# 令和3年度障害福祉サービス等報酬改定の概要

〔令和3年2月4日  
障害福祉サービス等  
報酬改定検討チーム〕

## 【 目 次 】

### 第1 令和3年度障害福祉サービス等報酬改定に係る基本的な考え方 · · 4

### 第2 各サービスの報酬・基準に係る見直しの内容 · · · · · 7

#### 1 障害福祉サービス等における横断的な改定事項

(1) 地域生活支援拠点等の整備促進・機能の充実 · · · · ·	7
(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの推進 · · · · ·	7
(3) ピアサポートの専門性の評価 · · · · ·	10
(4) 感染症や災害への対応力の強化 · · · · ·	11
(5) 経営実態等を踏まえた基本報酬の見直し · · · · ·	12
(6) 医療連携体制加算の見直し · · · · ·	12
(7) 障害者虐待防止の更なる推進 · · · · ·	14
(8) 身体拘束等の適正化 · · · · ·	14
(9) 人員基準における両立支援への配慮等 · · · · ·	16
(10) 福祉・介護職員処遇改善加算及び処遇改善特別加算の見直し · · · · ·	17
(11) 福祉・介護職員等特定処遇改善加算の見直し · · · · ·	18
(12) 障害福祉現場の業務効率化を図るためのICTの活用 · · · · ·	19
(13) 地域区分の見直し · · · · ·	21
(14) 補足給付の基準費用額の見直し · · · · ·	21
(15) 食事提供体制加算の経過措置の取扱い · · · · ·	21
(16) 送迎加算の取扱い · · · · ·	21

#### 2 訪問系サービス

(1) 居宅介護 · · · · ·	22
(2) 重度訪問介護 · · · · ·	23
(3) 同行援護 · · · · ·	23
(4) 行動援護 · · · · ·	24
(5) 重度障害者等包括支援 · · · · ·	24

#### 3 日中活動系サービス

(1) 療養介護 · · · · ·	25
(2) 生活介護 · · · · ·	25
(3) 短期入所 · · · · ·	28

<b>4 施設系・居住支援系サービス</b>	
(1) 施設入所支援	31
(2) 共同生活援助	34
(3) 自立生活援助	37
<b>5 訓練系サービス</b>	
(1) 自立訓練（機能訓練）	39
(2) 自立訓練（生活訓練）	39
<b>6 就労系サービス</b>	
(1) 就労系サービスにおける共通的事項	39
(2) 就労移行支援	41
(3) 就労定着支援	43
(4) 就労継続支援A型	45
(5) 就労継続支援B型	48
<b>7 相談系サービス</b>	
(1) 計画相談支援、障害児相談支援	51
(2) 地域移行支援	56
(3) 地域定着支援	56
<b>8 障害児通所支援</b>	
(1) 障害児通所支援における共通事項	56
(2) 児童発達支援	61
(3) 医療型児童発達支援	62
(4) 放課後等デイサービス	62
(5) 居宅訪問型児童発達支援	63
(6) 保育所等訪問支援	64
<b>9 障害児入所支援</b>	
(1) 障害児入所支援における共通事項	64
(2) 福祉型障害児入所施設	65
(3) 医療型障害児入所施設	68
<b>第3 終わりに</b>	70
<b>別紙1 障害福祉サービス等の基本報酬の見直しについて</b>	
[訪問系サービス]	72
居住介護サービス費	
重度訪問介護サービス費	
同行援護サービス費	
行動援護サービス費	
重度障害者等包括支援サービス費	
[日中活動系サービス]	77
療養介護サービス費	

**注** 管理栄養士又は栄養士が配置されている指定障害者支援施設等において、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供した場合に、1日につき所定単位数を加算する。

### ③ 重度障害者支援加算の見直し

- 利用者の状態確認や利用者が環境の変化に適応するためのアセスメント期間を一定程度見直し、加算算定期間の延長及び加算の単位数を見直す。

#### 『重度障害者支援加算の見直し』

##### [現 行]

イ 重度障害者支援加算（I）	28単位／日
ロ 重度障害者支援加算（II）	
（一）体制を整えた場合	7単位／日
（二）支援を行った場合	180単位／日
※ （二）について、加算の算定を開始した日から起算して90日以内は +700単位／日	

##### [見直し後]

イ 重度障害者支援加算（I）	28単位／日
ロ 重度障害者支援加算（II）	
（一）体制を整えた場合	7単位／日
（二）支援を行った場合	180単位／日
※ （二）について、加算の算定を開始した日から起算して <u>180日以内</u> <u>は+500単位／日</u>	

### ④ 地域と連携した災害対策の推進（再掲）

- 身体拘束等の適正化（再掲）
- 福祉・介護職員処遇改善加算及び処遇改善特別加算の見直し（再掲）
- 福祉・介護職員等特定処遇改善加算の見直し（再掲）
- 補足給付の基準費用額の見直し（再掲）

## (2) 共同生活援助

### ① 基本報酬の見直し（一部再掲）

- 日中サービス支援型の基本報酬について、サービス創設の趣旨や手厚い人員体制の有効活用等の観点から、重度障害者の受け入れのインセンティブが働くよう、現行報酬より重度者と中軽度者の報酬の差を拡大し、メリハリのある報酬体系に見直す。
- 介護サービス包括型及び外部サービス利用型の基本報酬について、重度障害者に配慮しつつ、経営の実態等を踏まえて見直す。

## ② 重度障害者支援加算の対象者の拡充（介護サービス包括型、日中サービス支援型）

- ・ 重度障害者支援加算について、重度障害者の受入体制を整備するために、施設入所支援の重度障害者支援加算（Ⅱ）と同様に、障害支援区分4以上の強度行動障害を有する者を算定対象に加える。

### 《重度障害者支援加算の見直し》

#### [現 行]

重度障害者支援加算 360単位／日

#### [見直し後]

イ 重度障害者支援加算（Ⅰ）	360単位／日
ロ 重度障害者支援加算（Ⅱ）	<u>180単位／日（※）</u>

※ ロについては、以下の①から③のいずれにも該当する事業所において、障害支援区分4以上の強度行動障害を有する者に対して指定共同生活援助又は日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、重度障害者支援加算（Ⅰ）が算定される場合は算定しない。

- ① 指定基準に定める員数に加えて支援に必要な生活支援員を加配
- ② サービス管理責任者又は生活支援員のうち1人以上が以下のいずれかの研修の修了者
  - ・ 強度行動障害者支援者養成研修（実践研修）
  - ・ 行動援護従業者養成研修
- ③ 生活支援員のうち20%以上が、以下のいずれかの研修の修了者
  - ・ 強度行動障害者支援者養成研修（基礎研修）
  - ・ 行動援護従業者養成研修

## ③ 医療的ケアが必要な利用者への支援の評価

- ・ 短期入所の医療的ケア対応支援加算と同様に、医療的ケアが必要な者に対する支援を評価する加算を創設する。

### 《医療的ケア対応支援加算【新設】》 120単位／日

※ 指定障害福祉サービス基準に定める員数の従業者に加え、看護職員を常勤換算方法で1以上配置している事業所において、医療的ケアが必要な者に対して指定共同生活援助等を行った場合に加算する。ただし、重度障害者支援加算（Ⅰ）又は医療連携体制加算が算定される場合は算定しない。

**④ 強度行動障害を有する者の受け入れを促進するための体験利用の評価（介護サービス包括型、日中サービス支援型）**

- ・ 強度行動障害を有する者が地域移行のために体験利用を行う場合、強度行動障害支援者養成研修又は行動援護従業者養成研修の修了者を配置している事業所について、報酬上の評価を行う加算を創設する。

『強度行動障害者体験利用加算【新設】』 400単位／日

※ 以下の①及び②のいずれにも該当する事業所において、強度行動障害を有する者に対して体験利用として指定共同生活援助又は日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、重度障害者支援加算が算定される場合は算定しない。

- ① サービス管理責任者又は生活支援員のうち1人以上が以下のいずれかの研修の修了者
  - ・ 強度行動障害者支援者養成研修（実践研修）
  - ・ 行動援護従業者養成研修
- ② 生活支援員のうち20%以上が、以下のいずれかの研修の修了者
  - ・ 強度行動障害者支援者養成研修（基礎研修）
  - ・ 行動援護従業者養成研修

**⑤ 夜間支援等体制加算の見直し（介護サービス包括型、外部サービス利用型）**

- ・ 夜間支援等体制加算（I）について、夜間支援業務の実態を踏まえ、入居者の障害支援区分に応じたメリハリのある加算に見直す。
- ・ 手厚い支援体制の確保や適切な休憩時間の取得ができるよう、住居ごとに常駐の夜勤職員に加えて、事業所単位で夜勤又は宿直の職員を配置し、複数の住居を巡回して入居者を支援する場合に評価する加算を創設する。
- ・ 現行の加算額は、支援対象者の人数が8人以上の場合は複数人ごとに加算額を設定しているため、支援対象者が多い方が合計の加算額が少なくなる事例が生じていることから、支援対象者の人数が1人増えるごとに加算の単位数を設定する。

『夜間支援等体制加算の見直し』

→「夜間支援等体制加算の見直しについて」（別紙3）参照

**⑥ 個人単位で居宅介護等を利用する場合の経過措置の延長（介護サービス包括型、日中サービス支援型）**

- ・ 令和3年3月31日までとされている重度障害者に係る利用者ごとの個人単位での居宅介護等の利用については、重度障害者の受入体制を確保する観点から、当該経過措置を令和6年3月31日まで延長する。

- ⑦ 地域と連携した災害対策の推進（再掲）
- ⑧ 医療連携体制加算の見直し（再掲）
- ⑨ 身体拘束等の適正化（再掲）
- ⑩ 福祉・介護職員処遇改善加算及び処遇改善特別加算の見直し（再掲）
- ⑪ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算の見直し（再掲）

### （3）自立生活援助

#### ① 基本報酬の対象者の見直し

- ・ 現行の基本報酬については、障害者支援施設、共同生活援助、精神科病院等から退所等をしてから1年以内の者を高い報酬区分（自立生活援助サービス費（I））、他の者を低い報酬区分としているが、前者の対象者に、同居家族の死亡及びこれに準ずる理由として市町村が認める理由により単身生活を開始した日から1年以内の者を加える。

#### 《基本報酬の対象者の見直し》

##### [現 行]

###### 自立生活援助サービス費（I）

利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が30未満	1,556単位／月
利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が30以上	1,089単位／月

※ 障害者支援施設や精神科病院、共同生活援助等から退所等をしてから1年以内の者に対して指定自立生活援助を行った場合に加算する。

##### [見直し後]

###### 自立生活援助サービス費（I）

利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が30未満	1,558単位／月
利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が30以上	1,090単位／月

※ 障害者支援施設や精神科病院、共同生活援助等から退所等をしてから1年以内の者又は同居家族の死亡及びこれに準ずる理由として市町村が認める理由により単身生活を開始した日から1年以内の者に対して指定自立生活援助を行った場合に加算する。

#### ② 人員基準の緩和

- ・ 自立生活援助を必要とする障害者にサービスが行き渡るよう、サービス管理責任者と地域生活支援員の兼務を認める。

#### 《人員基準の見直し》

##### [現 行]

(1) 区分 6	<u>360 単位</u>	(1) 区分 6	<u>359 単位</u>
(2) 区分 5	<u>301 単位</u>	(2) 区分 5	<u>300 単位</u>
(3) 区分 4	<u>239 単位</u>	(3) 区分 4	<u>238 単位</u>
(4) 区分 3	<u>188 単位</u>	(4) 区分 3	<u>187 単位</u>
(5) 区分 2 以下	<u>149 単位</u>	(5) 区分 2 以下	<u>148 単位</u>
八 利用定員が 61 人以上 80 人以下		八 利用定員が 61 人以上 80 人以下	
(1) 区分 6	<u>299 単位</u>	(1) 区分 6	<u>298 単位</u>
(2) 区分 5	<u>251 単位</u>	(2) 区分 5	<u>250 単位</u>
(3) 区分 4	<u>201 単位</u>	(3) 区分 4	<u>200 単位</u>
(4) 区分 3	<u>165 単位</u>	(4) 区分 3	<u>164 単位</u>
(5) 区分 2 以下	<u>135 単位</u>	(5) 区分 2 以下	<u>134 単位</u>
二 利用定員が 81 人以上		二 利用定員が 81 人以上	
(1) 区分 6	<u>273 単位</u>	(1) 区分 6	<u>272 単位</u>
(2) 区分 5	<u>226 単位</u>	(2) 区分 5	<u>225 単位</u>
(3) 区分 4	<u>181 単位</u>	(3) 区分 4	<u>180 単位</u>
(4) 区分 3	<u>149 単位</u>	(4) 区分 3	<u>148 単位</u>
(5) 区分 2 以下	<u>128 単位</u>	(5) 区分 2 以下	<u>127 単位</u>

## 第 2 共同生活援助

### 1 共同生活援助サービス費（1日につき）

#### イ 共同生活援助サービス費(I)

(1) 区分 6	<u>667 単位</u>
(2) 区分 5	<u>552 単位</u>
(3) 区分 4	<u>471 単位</u>

## 第 2 共同生活援助

### 1 共同生活援助サービス費（1日につき）

#### イ 共同生活援助サービス費(I)

(1) 区分 6	<u>666 単位</u>
(2) 区分 5	<u>551 単位</u>
(3) 区分 4	<u>470 単位</u>

(4) 区分3	<u>381 単位</u>	(4) 区分3	<u>384 単位</u>
(5) 区分2	<u>292 単位</u>	(5) 区分2	<u>294 単位</u>
(6) 区分1以下	<u>243 単位</u>	(6) 区分1以下	<u>244 単位</u>
<input type="checkbox"/> 共同生活援助サービス費(Ⅱ)		<input type="checkbox"/> 共同生活援助サービス費(Ⅱ)	
(1) 区分6	<u>616 単位</u>	(1) 区分6	<u>615 単位</u>
(2) 区分5	<u>500 単位</u>	(2) 区分5	<u>499 単位</u>
(3) 区分4	<u>421 単位</u>	(3) 区分4	<u>420 単位</u>
(4) 区分3	<u>331 単位</u>	(4) 区分3	<u>333 単位</u>
(5) 区分2	<u>243 単位</u>	(5) 区分2	<u>244 単位</u>
(6) 区分1以下	<u>198 単位</u>	(6) 区分1以下	<u>199 単位</u>
八 共同生活援助サービス費(Ⅲ)		八 共同生活援助サービス費(Ⅲ)	
(1) 区分6	<u>583 単位</u>	(1) 区分6	<u>582 単位</u>
(2) 区分5	<u>467 单位</u>	(2) 区分5	<u>466 单位</u>
(3) 区分4	<u>387 单位</u>	(3) 区分4	<u>386 单位</u>
(4) 区分3	<u>298 单位</u>	(4) 区分3	<u>300 单位</u>
(5) 区分2	<u>209 单位</u>	(5) 区分2	<u>210 单位</u>
(6) 区分1以下	<u>170 单位</u>	(6) 区分1以下	<u>171 单位</u>
二 共同生活援助サービス費(Ⅳ)		二 共同生活援助サービス費(Ⅳ)	
(1) 区分6	<u>697 单位</u>	(1) 区分6	<u>696 单位</u>
(2) 区分5	<u>582 单位</u>	(2) 区分5	<u>581 单位</u>
(3) 区分4	<u>501 单位</u>	(3) 区分4	<u>500 单位</u>
(4) 区分3	<u>411 单位</u>	(4) 区分3	<u>414 单位</u>
(5) 区分2	<u>322 单位</u>	(5) 区分2	<u>324 单位</u>
(6) 区分1以下	<u>272 单位</u>	(6) 区分1以下	<u>274 单位</u>

ホ 個人単位で居宅介護等を利用する場合（特例）		ホ 個人単位で居宅介護等を利用する場合（特例）	
(1) 4 : 1 の場合		(1) 4 : 1 の場合	
(一) 区分 6	444 単位	(一) 区分 6	443 単位
(二) 区分 5	398 単位	(二) 区分 5	397 単位
(三) 区分 4	364 単位	(三) 区分 4	363 単位
(2) 5 : 1 の場合		(2) 5 : 1 の場合	
(一) 区分 6	393 単位	(一) 区分 6	392 単位
(二) 区分 5	346 単位	(二) 区分 5	345 単位
(三) 区分 4	314 単位	(三) 区分 4	313 単位
(3) 6 : 1 の場合		(3) 6 : 1 の場合	
(一) 区分 6	359 単位	(一) 区分 6	358 単位
(二) 区分 5	313 単位	(二) 区分 5	312 単位
(三) 区分 4	281 単位	(三) 区分 4	280 単位
1 の 2 日中サービス支援型共同生活援助サービス費（1日につき）			
イ 日中サービス支援型共同生活援助サービス費（I）		イ 日中サービス支援型共同生活援助サービス費（I）	
(1) 区分 6	1,105 単位	(1) 区分 6	1,104 単位
(2) 区分 5	989 単位	(2) 区分 5	988 単位
(3) 区分 4	907 単位	(3) 区分 4	906 単位
(4) 区分 3	650 単位	(4) 区分 3	721 単位
ロ 日中サービス支援型共同生活援助サービス費（II）		ロ 日中サービス支援型共同生活援助サービス費（II）	
(1) 区分 6	1,021 単位	(1) 区分 6	1,020 単位
(2) 区分 5	904 単位	(2) 区分 5	903 単位
(3) 区分 4	822 単位	(3) 区分 4	821 単位

(4) 区分3	<u>574 単位</u>	(4) 区分3	<u>637 単位</u>
ハ 日中サービス支援型共同生活援助サービス費(III)		ハ 日中サービス支援型共同生活援助サービス費(III)	
(1) 区分6	<u>969 単位</u>	(1) 区分6	<u>968 単位</u>
(2) 区分5	<u>852 単位</u>	(2) 区分5	<u>851 単位</u>
(3) 区分4	<u>770 単位</u>	(3) 区分4	<u>769 単位</u>
(4) 区分3	<u>528 単位</u>	(4) 区分3	<u>585 単位</u>
二 日中サービス支援型共同生活援助サービス費(IV)		二 日中サービス支援型共同生活援助サービス費(IV)	
(1) 区分6	<u>1,135 単位</u>	(1) 区分6	<u>1,134 単位</u>
(2) 区分5	<u>1,019 単位</u>	(2) 区分5	<u>1,018 単位</u>
(3) 区分4	<u>937 単位</u>	(3) 区分4	<u>936 単位</u>
(4) 区分3	<u>677 単位</u>	(4) 区分3	<u>751 単位</u>
木 日中を当該共同生活住居以外で過ごす場合		木 日中を当該共同生活住居以外で過ごす場合	
(1) 3 : 1の場合		(1) 3 : 1の場合	
(一) 区分6	<u>910 単位</u>	(一) 区分6	<u>909 単位</u>
(二) 区分5	<u>793 単位</u>	(二) 区分5	<u>792 単位</u>
(三) 区分4	<u>712 単位</u>	(三) 区分4	<u>711 単位</u>
(四) 区分3	<u>563 単位</u>	(四) 区分3	<u>624 単位</u>
(五) 区分2	<u>414 単位</u>	(五) 区分2	<u>459 単位</u>
(六) 区分1以下	<u>360 単位</u>	(六) 区分1以下	<u>399 単位</u>
(2) 4 : 1の場合		(2) 4 : 1の場合	
(一) 区分6	<u>826 単位</u>	(一) 区分6	<u>825 単位</u>
(二) 区分5	<u>709 单位</u>	(二) 区分5	<u>708 単位</u>
(三) 区分4	<u>627 単位</u>	(三) 区分4	<u>626 単位</u>
(四) 区分3	<u>486 単位</u>	(四) 区分3	<u>539 単位</u>

(五) 区分2	<u>337 単位</u>	(五) 区分2	<u>373 単位</u>
(六) 区分1以下	<u>292 単位</u>	(六) 区分1以下	<u>323 単位</u>
(3) 5:1の場合		(3) 5:1の場合	
(一) 区分6	<u>774 単位</u>	(一) 区分6	<u>773 単位</u>
(二) 区分5	<u>657 単位</u>	(二) 区分5	<u>656 単位</u>
(三) 区分4	<u>575 単位</u>	(三) 区分4	<u>574 単位</u>
(四) 区分3	<u>440 単位</u>	(四) 区分3	<u>488 単位</u>
(五) 区分2	<u>292 単位</u>	(五) 区分2	<u>323 単位</u>
(六) 区分1以下	<u>252 単位</u>	(六) 区分1以下	<u>279 単位</u>
(4) 体験利用の場合		(4) 体験利用の場合	
(一) 区分6	<u>940 単位</u>	(一) 区分6	<u>939 単位</u>
(二) 区分5	<u>824 単位</u>	(二) 区分5	<u>823 単位</u>
(三) 区分4	<u>742 単位</u>	(三) 区分4	<u>741 単位</u>
(四) 区分3	<u>590 単位</u>	(四) 区分3	<u>654 単位</u>
(五) 区分2	<u>441 単位</u>	(五) 区分2	<u>489 単位</u>
(六) 区分1以下	<u>387 単位</u>	(六) 区分1以下	<u>429 単位</u>
△ 個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例(日中を当該共同生活住居で過ごす者)		△ 個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例(日中を当該共同生活住居で過ごす者)	
(1) 3:1の場合		(1) 3:1の場合	
(一) 区分6	<u>698 単位</u>	(一) 区分6	<u>697 単位</u>
(二) 区分5	<u>651 単位</u>	(二) 区分5	<u>650 単位</u>
(三) 区分4	<u>617 単位</u>	(三) 区分4	<u>616 単位</u>
(2) 4:1の場合		(2) 4:1の場合	
(一) 区分6	<u>612 単位</u>	(一) 区分6	<u>611 単位</u>

(一) 区分5	<u>566 単位</u>	(一) 区分5	<u>565 単位</u>
(二) 区分4	<u>533 単位</u>	(二) 区分4	<u>532 単位</u>
(三) 5 : 1 の場合		(三) 5 : 1 の場合	
(一) 区分6	<u>561 単位</u>	(一) 区分6	<u>560 単位</u>
(一) 区分5	<u>515 単位</u>	(一) 区分5	<u>514 単位</u>
(二) 区分4	<u>482 単位</u>	(二) 区分4	<u>481 単位</u>
ト 個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例(日中を当該共同生活住居以外で過ごす者)		ト 個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例(日中を当該共同生活住居以外で過ごす者)	
(1) 3 : 1 の場合		(1) 3 : 1 の場合	
(一) 区分6	<u>605 単位</u>	(一) 区分6	<u>604 単位</u>
(一) 区分5	<u>558 単位</u>	(一) 区分5	<u>557 単位</u>
(二) 区分4	<u>525 単位</u>	(二) 区分4	<u>524 単位</u>
(2) 4 : 1 の場合		(2) 4 : 1 の場合	
(一) 区分6	<u>520 単位</u>	(一) 区分6	<u>519 単位</u>
(一) 区分5	<u>474 単位</u>	(一) 区分5	<u>473 単位</u>
(二) 区分4	<u>440 単位</u>	(二) 区分4	<u>439 単位</u>
(3) 5 : 1 の場合		(3) 5 : 1 の場合	
(一) 区分6	<u>469 単位</u>	(一) 区分6	<u>468 単位</u>
(一) 区分5	<u>422 単位</u>	(一) 区分5	<u>421 単位</u>
(二) 区分4	<u>389 単位</u>	(二) 区分4	<u>388 単位</u>
1の2の2 外部サービス利用型共同生活援助サービス費（1日につき）		1の2の2 外部サービス利用型共同生活援助サービス費（1日につき）	
イ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(I)	<u>243 単位</u>	イ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(I)	<u>244 単位</u>

□ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(II)	<u>198 単位</u>	□ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(II)	<u>199 単位</u>
ハ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(III)	<u>170 単位</u>	ハ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(III)	<u>171 単位</u>
ニ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(IV)	<u>114 単位</u>	ニ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(IV)	<u>114 単位</u>
ホ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(V)	<u>272 単位</u>	ホ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(V)	<u>274 単位</u>
<b>1の3 受託居宅介護サービス費</b>		<b>1の3 受託居宅介護サービス費</b>	
イ 所要時間 15分未満の場合	<u>96 単位</u>	イ 所要時間 15分未満の場合	<u>95 単位</u>
□ 所要時間 15分以上 30分未満の場合	<u>193 単位</u>	□ 所要時間 15分以上 30分未満の場合	<u>192 単位</u>
ハ 所要時間 30分以上 1時間 30分未満の場合 <u>262 単位</u> に所要時間 30分から計算して所要時間が 15分を増すごとに <u>87 単位</u> を加算した単位数		ハ 所要時間 30分以上 1時間 30分未満の場合 <u>261 単位</u> に所要時間 30分から計算して所要時間が 15分を増すごとに <u>86 単位</u> を加算した単位数	
ニ 所要時間 1時間 30分以上の場合 <u>561 単位</u> に所要時間 1時間 30分から計算して所要時間が 15分を増すごとに <u>37 単位</u> を加算した単位数		ニ 所要時間 1時間 30分以上の場合 <u>559 単位</u> に所要時間 1時間 30分から計算して所要時間が 15分を増すごとに <u>36 単位</u> を加算した単位数	
<b>第3 自立生活援助</b>		<b>第3 自立生活援助</b>	
<b>自立生活援助サービス費</b>		<b>自立生活援助サービス費</b>	
イ 自立生活援助サービス費(I)		イ 自立生活援助サービス費(I)	
(1) 利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が 30未満 <u>1,558 単位</u>		(1) 利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が 30未満 <u>1,556 単位</u>	
(2) 利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が 30以上 <u>1,090 単位</u>		(2) 利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が 30以上 <u>1,089 単位</u>	
□ 自立生活援助サービス費(II)		□ 自立生活援助サービス費(II)	
(1) 利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が 30未満 <u>1,166 単位</u>		(1) 利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が 30未満 <u>1,165 単位</u>	
(2) 利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が 30以上 <u>817 単位</u>		(2) 利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が 30以上 <u>816 単位</u>	
<b>《訓練系サービス》</b>		<b>《訓練系サービス》</b>	
第1 自立訓練 (機能訓練)		第1 自立訓練 (機能訓練)	

## 夜間支援等体制加算の見直しについて（共同生活援助（介護サービス包括型・外部サービス利用型））

見直し後	現行
イ 夜間支援等体制加算(Ⅰ)	イ 夜間支援等体制加算(Ⅰ)
(1) 夜間及び深夜の時間帯において、世話人又は生活支援員等が支援を行う利用者（以下この1の5において「夜間支援対象利用者」という。）が2人以下	(1) 夜間及び深夜の時間帯において、世話人又は生活支援員等が支援を行う利用者（以下この1の5において「夜間支援対象利用者」という。）が2人以下
(一) 区分4以上	(新設)
(二) 区分3	(新設)
(三) 区分2以下	(新設)
672単位	672単位
(2) 夜間支援対象利用者が3人	(2) 夜間支援対象利用者が3人
(一) 区分4以上	(新設)
(二) 区分3	(新設)
(三) 区分2以下	(新設)
448単位	448単位
(3) 夜間支援対象利用者が4人	(3) 夜間支援対象利用者が4人
(一) 区分4以上	(新設)
(二) 区分3	(新設)
(三) 区分2以下	(新設)
336単位	336単位
(4) 夜間支援対象利用者が5人	(4) 夜間支援対象利用者が5人
(一) 区分4以上	(新設)
(二) 区分3	(新設)
(三) 区分2以下	(新設)
269単位	269単位
(5) 夜間支援対象利用者が6人	(5) 夜間支援対象利用者が6人
(一) 区分4以上	(新設)
(二) 区分3	(新設)
(三) 区分2以下	(新設)
224単位	224単位
(6) 夜間支援対象利用者が7人	(6) 夜間支援対象利用者が7人
(一) 区分4以上	(新設)
(二) 区分3	(新設)
192単位	192単位
160単位	160単位

(三) 区分2以下		
(7) 夜間支援対象利用者が8人	128単位	
(一) 区分4以上	168単位	
(二) 区分3	140単位	
(三) 区分2以下	112単位	
(8) 夜間支援対象利用者が9人		
(一) 区分4以上	149単位	
(二) 区分3	124単位	
(三) 区分2以下	99単位	
(9) 夜間支援対象利用者が10人		
(一) 区分4以上	135単位	
(二) 区分3	113単位	
(三) 区分2以下	90単位	
(10) 夜間支援対象利用者が11人		
(一) 区分4以上	122単位	
(二) 区分3	102単位	
(三) 区分2以下	81単位	
(11) 夜間支援対象利用者が12人		
(一) 区分4以上	112単位	
(二) 区分3	93単位	
(三) 区分2以下	75単位	
(12) 夜間支援対象利用者が13人		
(一) 区分4以上	103単位	
(二) 区分3	86単位	
(三) 区分2以下	69単位	
(13) 夜間支援対象利用者が14人		
(一) 区分4以上	96単位	
(二) 区分3	80単位	
(三) 区分2以下	64単位	
(14) 夜間支援対象利用者が15人		
(一) 区分4以上	90単位	
(二) 区分3	75単位	
(三) 区分2以下	60単位	
(15) 夜間支援対象利用者が16人		
		(新設)
(7) 夜間支援対象利用者が8人以上10人以下		149単位
(新設)		
(8) 夜間支援対象利用者が11人以上13人以下		112単位
(新設)		
(9) 夜間支援対象利用者が14人以上16人以下		90単位
(新設)		

(一) 区分4以上	84 単位	
(二) 区分3	70 単位	
(三) 区分2以下	56 単位	
<u>(16) 夜間支援対象利用者が 17人</u>		
(一) 区分4以上	79 単位	
(二) 区分3	66 単位	
(三) 区分2以下	53 単位	
<u>(17) 夜間支援対象利用者が 18人</u>		
(一) 区分4以上	75 単位	
(二) 区分3	63 単位	
(三) 区分2以下	50 単位	
<u>(18) 夜間支援対象利用者が 19人</u>		
(一) 区分4以上	71 単位	
(二) 区分3	59 単位	
(三) 区分2以下	47 単位	
<u>(19) 夜間支援対象利用者が 20人</u>		
(一) 区分4以上	67 単位	
(二) 区分3	56 単位	
(三) 区分2以下	45 単位	
<u>(20) 夜間支援対象利用者が 21人</u> (夜間支援対象利用者が同一の共同生活援助を行う住居(以下「共同生活住居」という。)に入居している場合に限る。)		
(一) 区分4以上	64 単位	
(二) 区分3	53 単位	
(三) 区分2以下	43 単位	
<u>(21) 夜間支援対象利用者が 22人</u> (夜間支援対象利用者が同一の共同生活住居に入居している場合に限る。)		
(一) 区分4以上	61 単位	
(二) 区分3	51 単位	
(三) 区分2以下	41 単位	
<u>(22) 夜間支援対象利用者が 23人</u> (夜間支援対象利用者が同一の共同生活住居に入居している場合に限る。)		
(一) 区分4以上	58 単位	
(二) 区分3	48 単位	
<u>(10) 夜間支援対象利用者が 17人以上 20人以下</u>		<u>75 単位</u>
(新設)		

(三) 区分2以下	39 単位	
<u>(23) 夜間支援対象利用者が24人(夜間支援対象利用者が同一の共同生活住居に入居している場合に限る。)</u>		(新設)
(一) 区分4以上	56 単位	
(二) 区分3	47 単位	
(三) 区分2以下	37 単位	
<u>(24) 夜間支援対象利用者が25人(夜間支援対象利用者が同一の共同生活住居に入居している場合に限る。)</u>		(新設)
(一) 区分4以上	54 単位	
(二) 区分3	45 単位	
(三) 区分2以下	36 単位	
<u>(25) 夜間支援対象利用者が26人(夜間支援対象利用者が同一の共同生活住居に入居している場合に限る。)</u>		(新設)
(一) 区分4以上	51 単位	
(二) 区分3	43 単位	
(三) 区分2以下	34 単位	
<u>(26) 夜間支援対象利用者が27人(夜間支援対象利用者が同一の共同生活住居に入居している場合に限る。)</u>		(新設)
(一) 区分4以上	50 単位	
(二) 区分3	42 単位	
(三) 区分2以下	33 単位	
<u>(27) 夜間支援対象利用者が28人(夜間支援対象利用者が同一の共同生活住居に入居している場合に限る。)</u>		(新設)
(一) 区分4以上	48 単位	
(二) 区分3	40 単位	
(三) 区分2以下	32 単位	
<u>(28) 夜間支援対象利用者が29人(夜間支援対象利用者が同一の共同生活住居に入居している場合に限る。)</u>		(新設)
(一) 区分4以上	46 単位	
(二) 区分3	38 単位	
(三) 区分2以下	31 単位	
<u>(29) 夜間支援対象利用者が30人(夜間支援対象利用者が同一の共同生活住居に入居している場合に限る。)</u>		(新設)
(一) 区分4以上	45 単位	

<b>(二) 区分3</b>	<b>38単位</b>	
<b>(三) 区分2以下</b>	<b>30単位</b>	
<b>□ 夜間支援等体制加算(II)</b>		
(1) 夜間支援対象利用者が4人以下	112単位	
(2) 夜間支援対象利用者が5人	90単位	
(3) 夜間支援対象利用者が6人	75単位	
(4) 夜間支援対象利用者が7人	64単位	
(5) 夜間支援対象利用者が8人	56単位	
(6) 夜間支援対象利用者が9人	50単位	
(7) 夜間支援対象利用者が10人	45単位	
(8) 夜間支援対象利用者が11人	40単位	
(9) 夜間支援対象利用者が12人	37単位	
(10) 夜間支援対象利用者が13人	34単位	
(11) 夜間支援対象利用者が14人	32単位	
(12) 夜間支援対象利用者が15人	30単位	
(13) 夜間支援対象利用者が16人	28単位	
(14) 夜間支援対象利用者が17人	26単位	
(15) 夜間支援対象利用者が18人	25単位	
(16) 夜間支援対象利用者が19人	23単位	
(17) 夜間支援対象利用者が20人	22単位	
(18) 夜間支援対象利用者が21人 (夜間支援対象利用者が同一の共同生活住居に入居している場合に限る。)	21単位	
(19) 夜間支援対象利用者が22人 (夜間支援対象利用者が同一の共同生活住居に入居している場合に限る。)	20単位	
(20) 夜間支援対象利用者が23人 (夜間支援対象利用者が同一の共同生活住居に入居している場合に限る。)	19単位	
(21) 夜間支援対象利用者が24人 (夜間支援対象利用者が同一の共同生活住居に入居している場合に限る。)	18単位	
(22) 夜間支援対象利用者が25人 (夜間支援対象利用者が同一の共同生活住居に入居している場合に限る。)	18単位	
(23) 夜間支援対象利用者が26人 (夜間支援対象利用者が同一の共同生活住居に入居している場合に限る。)	17単位	
(24) 夜間支援対象利用者が27人 (夜間支援対象利用者が同一の共同生活住居に入居している場合に限る。)	(新設)	
<b>□ 夜間支援等体制加算(II)</b>		
(1) 夜間支援対象利用者が4人以下	112単位	
(2) 夜間支援対象利用者が5人	90単位	
(3) 夜間支援対象利用者が6人	75単位	
(4) 夜間支援対象利用者が7人	64単位	
(5) 夜間支援対象利用者が8人以上10人以下	50単位	
(6) 夜間支援対象利用者が11人以上13人以下	37単位	
(7) 夜間支援対象利用者が14人以上16人以下	30単位	
(8) 夜間支援対象利用者が17人以上20人以下	25単位	
(9) 夜間支援対象利用者が21人以上30人以下 (夜間支援対象利用者が同一の共同生活住居に入居している場合に限る。)	18単位	
(新設)		

<u>同生活住居に入居している場合に限る。)</u>	<u>16 単位</u>	
<u>(2) 夜間支援対象利用者が 28 人 (夜間支援対象利用者が同一の共 同生活住居に入居している場合に限る。)</u>	<u>16 単位</u>	(新設)
<u>(2) 夜間支援対象利用者が 29 人 (夜間支援対象利用者が同一の共 同生活住居に入居している場合に限る。)</u>	<u>15 単位</u>	(新設)
<u>(2) 夜間支援対象利用者が 30 人 (夜間支援対象利用者が同一の共 同生活住居に入居している場合に限る。)</u>	<u>15 単位</u>	(新設)
八 (略)		八 (略)
<b>二 夜間支援等体制加算(IV)</b>		(新設)
<u>(1) 夜間支援対象利用者が 15 人以下</u>	<u>60 単位</u>	
<u>(2) 夜間支援対象利用者が 16 人</u>	<u>56 単位</u>	
<u>(3) 夜間支援対象利用者が 17 人</u>	<u>53 単位</u>	
<u>(4) 夜間支援対象利用者が 18 人</u>	<u>50 単位</u>	
<u>(5) 夜間支援対象利用者が 19 人</u>	<u>47 単位</u>	
<u>(6) 夜間支援対象利用者が 20 人</u>	<u>45 単位</u>	
<u>(7) 夜間支援対象利用者が 21 人</u>	<u>43 単位</u>	
<u>(8) 夜間支援対象利用者が 22 人</u>	<u>41 単位</u>	
<u>(9) 夜間支援対象利用者が 23 人</u>	<u>39 単位</u>	
<u>(10) 夜間支援対象利用者が 24 人</u>	<u>37 単位</u>	
<u>(11) 夜間支援対象利用者が 25 人</u>	<u>36 単位</u>	
<u>(12) 夜間支援対象利用者が 26 人</u>	<u>34 単位</u>	
<u>(13) 夜間支援対象利用者が 27 人</u>	<u>33 単位</u>	
<u>(14) 夜間支援対象利用者が 28 人</u>	<u>32 単位</u>	
<u>(15) 夜間支援対象利用者が 29 人</u>	<u>31 単位</u>	
<u>(16) 夜間支援対象利用者が 30 人</u>	<u>30 単位</u>	
<b>木 夜間支援等体制加算(V)</b>		(新設)
<u>(1) 夜間支援対象利用者が 15 人以下</u>	<u>30 单位</u>	
<u>(2) 夜間支援対象利用者が 16 人</u>	<u>28 单位</u>	
<u>(3) 夜間支援対象利用者が 17 人</u>	<u>26 单位</u>	
<u>(4) 夜間支援対象利用者が 18 人</u>	<u>25 单位</u>	
<u>(5) 夜間支援対象利用者が 19 人</u>	<u>23 单位</u>	

(6) 夜間支援対象利用者が 20 人	22 単位
(7) 夜間支援対象利用者が 21 人	21 単位
(8) 夜間支援対象利用者が 22 人	20 単位
(9) 夜間支援対象利用者が 23 人	19 単位
(10) 夜間支援対象利用者が 24 人	18 単位
(11) 夜間支援対象利用者が 25 人	18 単位
(12) 夜間支援対象利用者が 26 人	17 単位
(13) 夜間支援対象利用者が 27 人	16 単位
(14) 夜間支援対象利用者が 28 人	16 単位
(15) 夜間支援対象利用者が 29 人	15 単位
(16) 夜間支援対象利用者が 30 人	15 単位
△ 夜間支援等体制加算(VI)	
(1) 夜間支援対象利用者が 15 人以下	30 単位
(2) 夜間支援対象利用者が 16 人	28 単位
(3) 夜間支援対象利用者が 17 人	26 単位
(4) 夜間支援対象利用者が 18 人	25 単位
(5) 夜間支援対象利用者が 19 人	23 単位
(6) 夜間支援対象利用者が 20 人	22 単位
(7) 夜間支援対象利用者が 21 人	21 単位
(8) 夜間支援対象利用者が 22 人	20 単位
(9) 夜間支援対象利用者が 23 人	19 単位
(10) 夜間支援対象利用者が 24 人	18 単位
(11) 夜間支援対象利用者が 25 人	18 単位
(12) 夜間支援対象利用者が 26 人	17 単位
(13) 夜間支援対象利用者が 27 人	16 単位
(14) 夜間支援対象利用者が 28 人	16 単位
(15) 夜間支援対象利用者が 29 人	15 単位
(16) 夜間支援対象利用者が 30 人	15 単位

注 1～3 (略)  
 4 二については、イの夜間支援等体制加算(I)を算定している指定共同生活援助事業所等であって、更に夜勤を行う夜間支援従事者を配置し、同加算の算定対象となる夜勤を行う夜間支援従事者を 1 名配置する共同生活住居に巡回させることにより、利用者に

(新設)

注 1～3 (略)  
 (新設)

対して夜間及び深夜の時間帯を通じて必要な介護等の支援を提供できる体制を確保しているものとして都道府県知事が認めた指定共同生活援助事業所等において、指定共同生活援助等を行った場合に、夜間支援対象利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算する。

5. ホについては、イの夜間支援等体制加算(Ⅰ)を算定している指定共同生活援助事業所等であって、更に夜勤を行う夜間支援従事者を配置し、同加算の算定対象となる夜勤を行う夜間支援従事者を1名配置する共同生活住居に巡回させることにより、利用者に対して夜間及び深夜の一部の時間帯において必要な介護等の支援を提供できる体制を確保しているものとして都道府県知事が認めた指定共同生活援助事業所等において、指定共同生活援助等を行った場合に、夜間支援対象利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算する。ただし、二の夜間支援等体制加算(Ⅳ)の算定対象となる利用者については、算定しない。

6. ヘについては、イの夜間支援等体制加算(Ⅰ)を算定している指定共同生活援助事業所等であって、更に宿直を行う夜間支援従事者を配置し、同加算の算定対象となる夜勤を行う夜間支援従事者を1名配置する共同生活住居に巡回させることにより、利用者に対して夜間及び深夜の時間帯を通じて、定時的な居室の巡回や緊急時の支援等を提供できる体制を確保しているものとして都道府県知事が認めた指定共同生活援助事業所等において、指定共同生活援助等を行った場合に、夜間支援対象利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算する。ただし、二の夜間支援等体制加算(Ⅳ)又はホの夜間支援等体制加算(Ⅴ)の算定対象となる利用者については、算定しない。

(新設)

(新設)